

2022年1月1日

外資参入ネガティブリスト（2021年版）の施行について

TMI 総合法律事務所

1. ネガティブリストとは

中国では、外商投資について、国民待遇の原則を取りつつ、ネガティブリストの範囲内の事業については、外商投資の禁止・制限を行っている¹。

かつては、商務部と国家発展改革委員会が「外商投資産業指導目録」を数年に一度出しており、それには、奨励類、制限類、禁止類が含まれていた。

2017年版の「外商投資産業指導目録」において、制限類と禁止類が「外商投資参入特別管理措置」というネガティブリストに整理された。当該ネガティブリストでは、制限類が35個、禁止類が28個あった。

その後、毎年、ネガティブリストの更新がなされており、直近の2020年版では、禁止・制限の合計数が33個にまで削減されていた。

また、自由貿易試験区²向けには、より緩和された内容のネガティブリストが公布され、2020年版では、禁止・制限の合計数は、30個であった。

2. 今回の改定について

2021年12月27日に、国家発展改革委員会、商務部が、「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」（以下「全国版」という）と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」（以下「自貿区版」という）を公布し、2022年1月1日より施行された。

全国版では、2項目が削除され、製造業への規制が緩和された。特に、これまで50:50での合弁を要求され、かつ1つのメーカーが2社までしか設立できなかった自動車製造会社が独資にて設立可能となるのが目玉といえる。

自貿区版では、3項目が削除され、製造業への外資規制がゼロになったほか、これまで合弁でしかなしえなかった市場調査³が独資でできるようになり、また、禁止されていた社会調査への外資マイノリティ出資が認められることになった。

¹ 外商投資法第4条

² 自由貿易試験区は、2013年に上海の複数の保税區を統合して導入された free trade zone。その後、広東、天津、福建、遼寧、浙江、河南、湖北、重慶、四川、陝西、海南、山東、江蘇、広西、華北、雲南、黒竜江、北京、湖南、安徽に順次設置され、現在21個ある。

³ ネガティブリストには出資比率に関する明文規定はないが、実務上、中国側出資比率は最低10%必要であるとされてきた。

以上が、リストの内容に対する変更事項である。また、前文の説明において、外商投資企業の再投資の場合にも、ネガティブリストの規定に従うべきことが明確化され、さらに、外商参入禁止分野の事業を行う会社の海外上場に関する規制文言が置かれた。⁴

3. 全国版のネガティブリスト

2020年版との比較のため、2021年版で追加・変更された記載を赤色下線部で、削除された記載を青色取消線で示す。

No.	特別管理措置
一. 農業、林業、牧畜業、漁業	
1	小麦の新品種の選択育成と種子の生産は中国側が34%を下回らないこと。トウモロコシの新品種の選択育成と種子の生産は中国側がマジョリティ。
2	中国に稀有・特有の貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連する繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業水産業の優良遺伝子を含む）への投資は禁止。
3	農作物、種畜・種家禽、水産種苗の遺伝子組換品種の選択育成及びその遺伝子組換種子（苗）の生産への投資は禁止。
4	中国管轄海域及び内陸水域での漁獲への投資禁止。
二. 採鉱業	
5	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘及び選鉱への投資禁止。
三. 製造業	
6	出版物の印刷は中国側がマジョリティ。
7	漢方煎じ薬の調製技術の応用並びに漢方製剤の秘伝処方製品製造への投資禁止。
8	専用車、新エネルギー車、商用車を除き、完成車製造の中国側の出資比率は50%を下回らないこと。1社の外国企業は、同種の完成車を製造する合弁企業を2社まで設立可能。 （2022年に乗用車製造の外資出資比率制限及び1社の外資による、同種の完成車製造合弁企業を2社までとする制限を撤廃する。）
9	衛星テレビ放送の地上受信設備及びその主要部品の製造（への制限）。
四. 電力、熱エネルギー、ガス及び水の供給業	
8	原子力発電所の建設、経営は中国側がマジョリティ。
五. 卸売・小売業	
9	タバコの葉、紙巻タバコ、再乾燥したタバコの葉その他のタバコ製品の卸売、小売への投資禁止。
六. 交通運輸・倉庫・郵政業	
10	国内水上運輸は中国側がマジョリティ。

⁴「ネガティブリストが禁止した投資分野の事業に従事する国内企業が国外で株式を発行し、上場取引を行う場合、国家関連主管部門の審査承認を経なければならない。また、海外投資者は企業の経営管理に参加してはならず、持分比率については海外投資者の国内証券投資管理関連規定を準用する。」と規定されている。

<u>11</u>	公共航空会社は中国側がマジョリティ、かつ1社の外資及びその関連会社の出資比率は25%を超えず、法定代表者は中国籍とする。ゼネラル・アビエーションの法定代表者は中国籍とし、農林漁業用のゼネラル・アビエーションは合弁に限り、その他のゼネラル・アビエーションは中国側がマジョリティ。
<u>12</u>	民間用空港の建設、経営は中国側が相対的マジョリティ。外資側は、管制塔の建設、運営には関与してはならない。
<u>13</u>	郵便会社、信書の国内宅配業務への投資禁止。
七. 情報通信、ソフトウェア・技術サービス業	
<u>14</u>	電信会社について、中国のWTO加盟時に開放を約した電信業務に限る。付加価値電信業務の外資出資比率は50%を超えない（電子商務、国内多当事者間通信、データ保存・転送、コールセンターを除く）。基礎電信業務は中国側がマジョリティ。
<u>15</u>	インターネットニュース情報サービス、インターネット出版サービス、インターネット視聴番組サービス、インターネット文化経営（音楽を除く）、インターネット公衆情報配信サービス（中国のWTO加盟時に開放を約した内容を除く）への投資禁止。
八. リース・ビジネスサービス業	
<u>16</u>	中国法律事務（中国の法環境の影響に関する情報提供を除く）への投資禁止。国内の法律事務所のパートナーになることができない。
<u>17</u>	市場調査は合弁に限る。その内、ラジオ・テレビの視聴調査については中国側がマジョリティ。
<u>18</u>	社会調査への投資禁止。
九. 科学研究・技術サービス業	
<u>19</u>	ヒト幹細胞、遺伝子診断・治療技術の開発と応用への投資禁止。
<u>20</u>	人文社会科学機関への投資禁止。
<u>21</u>	地上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区域境界線測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省レベル以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域性の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質遠隔探査等の調査への投資禁止（鉱業権者が鉱業権の範囲内で実施する業務については、特別管理措置の制限を受けない）。
十. 教育	
<u>22</u>	就学前教育、普通高校及び高等教育機関は中外合作に限り、かつ中国側がマジョリティ。（校長又は主要な管理責任者は中国国籍を有するものとし、理事会・董事会・連合管理委員会の中国側構成員は2分の1を下回らないこと）。
<u>23</u>	義務教育機関、宗教教育機関への投資禁止。
十一. 衛生・社会事業	
<u>24</u>	医療機関は合弁に限る。
十二. 文化・体育・娯楽業	
<u>25</u>	報道機関（通信社を含むがそれに限らない）への投資禁止。

<u>26</u>	書籍、新聞、定期刊行物、AV 製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務への投資禁止。
<u>27</u>	各レベルのラジオ局、テレビ局、ラジオ・テレビチャンネル、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、監視局、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク）への投資禁止。ラジオ・テレビ・ビデオオンデマンド業務及び衛星放送地上受信設備の設置サービスへの従事禁止。
<u>28</u>	ラジオ・テレビ番組の制作・運営（輸入業務を含む）を行う会社への投資禁止。
<u>29</u>	映画の制作会社、配給会社、上映会社及び映画輸入業務への投資禁止。
<u>30</u>	文化財のオークション会社、文化財商店及び国有文化財博物館への投資禁止。
<u>31</u>	文芸公演団体への投資禁止。

4. 自貿区版のネガティブリスト

2020 年版との比較のため、2021 年版で追加・変更された記載を赤色下線部で、削除された記載を青色取消線で示す。

No.	特別管理措置
一. 農業、林業、牧畜業、漁業	
1	小麦の新品種の選択育成と種子の生産は中国側が34%を下回らないこと。
2	中国に稀有・特有の貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連する繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業水産業の優良遺伝子を含む）への投資は禁止。
3	農作物、種畜・種家禽、水産種苗の遺伝子組換品種の選択育成及びその遺伝子組換種子（苗）の生産への投資は禁止。
二. 採鉱業	
4	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘及び選鉱への投資禁止。（承認なしに、レアアース鉱区への立ち入りと鉱山の地質資料、鉱石のサンプルおよび生産技術の取得は禁止。）
三. 製造業	
5	専用車、新エネルギー車、商用車を除き、完成車製造の中国側の出資比率は50%を下回らないこと。1社の外国企業は、同種の完成車を製造する合弁企業を2社まで設立可能。 （2022年に乗用車製造の外資出資比率制限及び1社の外資による、同種の完成車製造合弁企業を2社までとする制限を撤廃する。）
6	衛星テレビ放送の地上受信設備及びその主要部品の製造（への制限）。
三. 電力、熱エネルギー、ガス及び水の供給業	
<u>5</u>	原子力発電所の建設、経営は中国側がマジョリティ。
四. 卸売・小売業	
<u>6</u>	タバコの葉、紙巻タバコ、再乾燥したタバコの葉その他のタバコ製品の卸売、小売への投資禁止。
五. 交通運輸・倉庫・郵政業	

7	国内水上運輸は中国側がマジョリティ。(中国籍の船舶又は船腹を経営又は賃借する等の方法で国内水路運送業務及びその補助業務を變則的に経営してはならない。水路運送事業者は外国籍の船舶で国内の水路運送業務を経営してはならない。但し、中国政府の承認を取得し、中国国内では申請された運送要求を満たす中国籍船舶がなく、かつ当該船舶が寄港する港又は水域が対外開放された港又は水域である場合、水路運送経営者は中国政府が定める期限又は航路内において、臨時に外国籍船舶で中国港間の海上運送及び曳航を經營することができる。)
8	公共航空会社は中国側がマジョリティ、かつ1社の外資及びその関連会社の出資比率は25%を超えず、法定代表者は中国籍とする。ゼネラル・アビエーションの法定代表者は中国籍とし、農林漁業用のゼネラル・アビエーションは合弁に限り、その他のゼネラル・アビエーションは中国側がマジョリティ。(中国国内の航空サービスを運営し、中国の指定運送業者として定期および不定期の国際航空サービスを提供できるのは、中国の公共航空運送事業者のみである。)
9	民間用空港の建設、經營は中国側が相対的マジョリティ。外資側は、管制塔の建設、運営には関与してはならない。
10	郵便会社(及び郵便サービスの經營)、信書の国内宅配業務への投資禁止。
六. 情報通信、ソフトウェア・技術サービス業	
11	電信会社について、中国のWTO加盟時に開放を約した電信業務に限る。付加価値電信業務の外資出資比率は50%を超えない(電子商務、国内多当事者間通信、データ保存・転送、コールセンターを除く)。基礎電信業務は中国側がマジョリティ。(また、事業者は法律に基づき設立された基礎電気通信事業に専ら従事する会社でなければならない。)上海自由貿易試験区の従来区域(28.8平方キロメートル)の試行政策を自由貿易試験区全域に普及して実施する。
12	インターネットニュース情報サービス、インターネット出版サービス、インターネット視聴番組サービス、インターネット文化經營(音楽を除く)、インターネット公衆情報配信サービス(中国のWTO加盟時に開放を約した内容を除く)への投資禁止。
七. リース・ビジネスサービス業	
13	中国法律事務(中国の法環境の影響に関する情報提供を除く)への投資禁止。国内の法律事務所のパートナーになることができない。(外国の法律事務所は代表機構の形でしか中国に進出できず、かつ中国の執務弁護士を採用してはならず、採用した補助人員は当事者に法律サービスを提供してはならない。中国に代表機構を設立し、代表を駐在させる場合、中国司法行政部門の承認を得なければならない。)
14	市場調査は合弁に限る。 ラジオ・テレビの視聴調査については中国側がマジョリティ。 <u>社会調査について、中国側の持分比率が67%以上を占めなければならない、かつ法定代表者は中国国籍でなければならない。</u>
15	社会調査への投資禁止。
八. 科学研究・技術サービス業	
15	ヒト幹細胞、遺伝子診断・治療技術の開発と応用への投資禁止。
16	人文社会科学機関への投資禁止。
17	地上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区域境界線測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省レベル以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域性の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環

	境地質、地質災害、地質遠隔探査等の調査への投資禁止（鉱業権者が鉱業権の範囲内で実施する業務については、特別管理措置の制限を受けない）。
九. 教育	
18	就学前教育、普通高校及び高等教育機関は中外合作に限り、かつ中国側がマジョリティ（校長又は主要な管理責任者は中国国籍を有する（中国国内に定住しなければならない）ものとし、理事会・董事会・連合管理委員会の中国側構成員は2分の1を下回らないこと）。（外国の教育機構、その他の組織又は個人は、中国国民を主要な学生募集対象とする学校及びその他の教育機構（非学制類職業訓練機構、学制類職業教育機構は含まれない）を単独で設立してはならない。ただし、外国の教育機関は中国の教育機関と合作にて中国国民を主な学生募集対象とする教育機関を設立することができる。）
19	義務教育機関、宗教教育機関への投資禁止。
十. 衛生・社会事業	
20	医療機関は合併に限る。
十一. 文化・体育・娯楽業	
21	報道機関（通信社を含むがそれに限らない）への投資禁止。（外国の報道機関が中国国内に常駐報道機関を設立し、中国に常駐記者を派遣する場合、中国政府の承認を得なければならない。外国の通信社が中国国内でニュースを提供するサービス業務は中国政府の承認を得なければならない。中国と外国の報道機関の業務提携については、中国側が主導し、かつ中国政府の承認を得なければならない。）
22	書籍、新聞、定期刊行物、AV製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務への投資禁止。（ただし、中国政府の承認を取得し、提携において中国側の経営主導権と内容の最終審査権を確保し、かつ中国政府が指示したその他の条件に遵守する場合、中国と外国の出版機関は新聞出版の中外合作出版プロジェクトを行うことができる。また、中国政府の承認なしに、中国国内で金融情報サービスを提供することは禁止。）
23	各レベルのラジオ局、テレビ局、ラジオ・テレビチャンネル、ラジオ・テレビ放送ネットワーク（送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、監視局、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク）への投資禁止。ラジオ・テレビ・ビデオオンデマンド業務及び衛星放送地上受信設備の設置サービスへの従事禁止。（海外衛星チャンネルの設置について審査・承認制度を実施する。）
24	ラジオ・テレビ番組の制作・運営（輸入業務を含む）を行う会社への投資禁止。（海外の映画・テレビドラマの導入及び衛星伝送方法によるその他の海外のテレビ番組の導入は、広電総局が指定した機関が申請する。中外合作によるドラマ（テレビアニメを含む）の制作については許可制を実施する。）
25	映画の制作会社、配給会社、上映会社及び映画輸入業務への投資禁止。（但し、承認を取得すれば、中外合作での映画制作が可能。）
26	文化財のオークション会社、文化財商店及び国有文化財博物館への投資禁止。（移動不能な文化財及び国家が国外持ち出しを禁止する文化財について、外国人への譲渡、抵当権設定、貸与は禁止。無形文化遺産調査機構の設立と経営は禁止。海外の組織または個人が中国国内で無形文化遺産調査や考古学調査、探査、発掘を行う場合、中国との合作によるものとし、かつ専門の審査・承認を経なければならない。）
27	文芸公演団体は中国側がマジョリティ。

（山根基宏、張曉曼）